

教職員の不祥事根絶のため「知識の更新」と「意識の向上」
を目的としたコンプライアンス研修を行います。

今回は、今年度の推進テーマのひとつである「わいせつ・ハラスメント行為の根絶徹底」から
「教職員による児童生徒への性暴力等の根絶」について研修します。

また、交通マナーアップ推進県民運動 7月1日（土）～ 7月31日（月）に向けて、
「交通事故・交通違反の防止」を取り上げます。

令和5年度コンプライアンス推進テーマ

- ① わいせつ・ハラスメント行為の根絶徹底
ア 児童生徒への性暴力等の根絶
イ 職場のハラスメント行為の根絶
- ② 不適切な指導・体罰の根絶徹底

この研修を「きっかけ」とし、さらに
「信頼される学校・教職員」をめざして、
各所属で不祥事根絶に向けた取組を進めて
ください。



(注) 本研修で取り上げる事例は、全て他県の事例を参考にしています。

最初に「教職員による児童生徒への性暴力等の根絶」について研修します。

日常の言動をチェックしましょう

問1：児童生徒に対する次のような言動は、あなたの周りにありませんか？
何が問題となるか考えてください。

- ① 必要がないのに身長や体重など身体的なことを話題にする。
- ② 容姿や体形を話題にしたり、からかったりする。
- ③ 「男子(女子)だから…」とか「男子(女子)のくせに…」などと発言する。
- ④ 必要がないのに、肩や背中など身体に触れる。
- ⑤ 身体を執ように眺め回し、児童生徒に不快感を与える。
- ⑥ 指導の際に、体に寄りかかったり、髪や手に触れたりする。

日々、知識や認識をバージョンアップしましょう

問1の解説：問1は「セクシュアルハラスメントになり得る言動」の事例であり、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも含まれます。また、児童生徒へのわいせつ・セクハラが生じたケースで多く見られた教職員の状況として、次のようなことが指摘されています。

- ◆ 教育に携わる者としての基本的な自覚に欠ける。
- ◆ 児童生徒の人格を尊重する意識に欠ける。
- ◆ 児童生徒の心理を理解しない。
- ◆ 児童生徒の発達段階についての理解に欠ける。
- ◆ 児童生徒から「好き」等を表す言動があったとき、自らの立場を忘れてしまう。
- ◆ 児童生徒を指導する際、問題を一人で抱え込む。

全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。「こども基本法第3条(基本理念)」より

「教職員の懲戒処分等の状況(文部科学省全国調査)」より

下の表は「性犯罪・性暴力等に係る教育職員の懲戒処分等の状況」です。
毎年200人以上の教職員が懲戒処分等（訓告を含む）を受けており、
 令和3年度においてもなお、
懲戒処分者の約5割が児童生徒に対するものであるという大変深刻な状況です。

◇ 「性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)」(全国)(単位:人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
懲戒処分者のうち 児童生徒に対するもの (%は懲戒処分者に対する割合)	150 76.1%	135 72.2%	181 73.8%	126 55.2%	96 53.6%	94 49%
懲戒処分者	197	187	245	228	179	192
訓告を含む総数	226	210	282	273	201	216

○「性犯罪・性暴力等」とは、性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。

○「性犯罪・性暴力」とは、強制性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

○「セクシュアルハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

○「懲戒処分等」とは、懲戒処分及び訓告をいう。 ○「懲戒処分」とは、免職、停職、減給、戒告をいう。

(文部科学省HPより)

令和4年4月1日 新たな法律が施行されました。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」

問2：下記は法律に記されている「児童生徒性暴力等」の定義です。このうち、
④「痴漢行為又は盗撮行為」及び⑤「児童生徒等に対する悪質なセクハラ」について
具体的にどのようなことが考えられるか、同僚と話し合ってください。

法律違反となる「児童生徒性暴力等」として次の5項目が定義されています。

(「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要」より)

- ① 児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせる事
- ② 児童生徒等にわいせつ行為をする事又はわいせつ行為をさせる事
- ③ 児童ポルノ法違反
- ④ 痴漢行為又は盗撮行為
- ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」

問2の解説：法律の条文で確認します。(教育職員等による「児童生徒性暴力等」はすべて法律違反です)

④ 痴漢行為又は盗撮行為

児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること。

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ

児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと。

「言動」には、口頭での発言に限らず、SNSや電子メール等を用いることも含まれる。

(文科省 法に関する基本的な指針より)

※児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。
また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

事例で考えましょう

問3：下記のような場面に出会った場合、今後どう対応したらいいでしょうか。
同僚と話し合ってください。

*校種により「児童」を「生徒」に置き換えてください。

①	放課後、特別教室から同僚教員と児童が二人で出てきた。
②	児童から、ある児童が同僚教員とLINEでやり取りをしていることを聞いた。
③	同僚教員が児童に身体を近づけて話をしていたが、不自然な距離に感じた。
④	同僚教員が特定の児童に対して「かわいい」などと容姿を褒めていた。
⑤	同僚教員が児童の前で、卑わいな言動をとっていた。

児童生徒の安全を第一に考えてください

問3の解説：不適切な行為に対しては、「本人に行動を改めるよう注意する」「管理職や他の教員に報告・相談する」など、児童生徒の安全を第一に考えて行動しましょう。

提案 Part1-① 『してはいけないことを確認し、教職員一人一人が必ず守りましょう』

□ 学習指導において

- 児童生徒と一対一で、密室や周囲から見えにくい場所における指導はしない。

□ 生徒指導において

- 児童生徒からの相談に対し、管理職の許可がない場合は、周囲の目が届かない所での一対一での対応はしない。
- 必要のない身体的接触はしない。

□ 部活動の指導において

- 指導の際に、必要以上に児童生徒の身体に触れたり、自分の身体を児童生徒の身体に寄せたりしない。

児童生徒の安全を第一に考えてください

提案 Part1-② 『 してはいけないことを確認し、教職員一人一人が必ず守りましょう 』

□ SNS等の使用において

- 児童生徒と私的なやりとりはしない。(卒業後も未成年に対しては同様)
- 児童生徒と個人的な目的での連絡先の交換はしない。

□ 私有車の利用において

- 児童生徒のけがや病気等の緊急性が高い事由や、やむを得ない事由によって管理職の許可を得た場合以外は、児童生徒を私有車に乗せない。

□ 上記以外において

- 個人的なことで、児童生徒の写真撮影をしない。
- 特定の児童生徒に私的にプレゼントを贈ったり、贈らせたりしない。

『タスクフォースからの「提案」』を受けた後の各校の取組より一部抜粋

- 児童生徒の呼称（○○さん）や、日常会話での言葉遣いについて常に意識する。
- 生徒を指導する際の「望ましい接し方」について共通理解を図る。
- 携帯電話やタブレット等を含め、児童生徒との情報交換については、学習以外の目的で使用しない。

日々、知識や認識をバージョンアップしましょう

『教育職員等による児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集』
—学校での性暴力から子供を守る— (文部科学省HP) より

わいせつな行為の根絶に向けて
～教職員一人一人の自覚にかかっています～

すべては みんなの
笑顔のために

千葉県学校モラルアップのスローガン
「スマイル」



千葉県教育委員会の取組

『生徒の性被害を防ぐために私たちにできること』(研修動画)
～思考の誤りについて

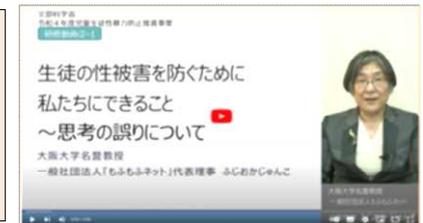
講師:藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授、
一般社団法人「もふもふネット」代表理事

<https://www.youtube.com/watch?v=pEfYsAjzNQ0>

(※「Youtube」文部科学省動画チャンネルへのリンク)



加害につながりうる行動と、「思考の誤り」について理解を促し、加害者の特徴の理解や、自分自身が潜在的な加害者に移行してしまわないため、自分自身を見つめなおすきっかけとなる研修動画です。



「児童生徒への性暴力等の根絶」の研修は以上です。今回は取り上げていませんが、「職場のハラスメント行為の根絶」についても、日常からの取組をお願いします。

続いて「交通事故・交通違反の防止」の研修を行います。

全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました

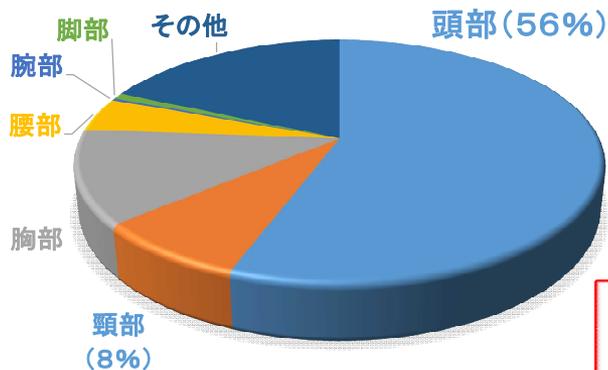


自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
(道路交通法第63条の11第1項)

ヘルメット非着用で、致死率は約2.1倍に

『頭』を守ることは『命』を守ること

死亡事故の約6割が頭部に致命傷



自転車乗車中死者の人身損傷主部位別
(致死傷の部位)
(平成30年～令和4年合計)

負傷者の約1割が頭部に損傷



自転車乗車中負傷者の人身損傷主部位
(平成30年～令和4年合計)

ヘルメット非着用で
致死率(注)は
約2.1倍に。



(注)「致死率」とは、死傷者数に占める死者数の割合をいう。

「自転車安全利用五則」が 15年ぶりに改訂されました**「自転車安全利用五則」**

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定

ルール
1

- ・車道が原則、左側を通行
- ・歩道は例外、歩行者を優先

ルール
2

- ・交差点では、信号と一時停止を守って安全確認

ルール
3

- ・夜間はライトを点灯

ルール
4

- ・飲酒運転は禁止

ルール
5

- ・ヘルメットを着用

※令和5年4月1日から
全ての自転車利用者に対して**乗車用ヘルメット**
の着用の努力義務が課されています。

次のような運転も、重大な交通事故につながりうる危険な行為です。絶対にしないでください。

- スマートフォン・携帯電話を使いながらの運転
- 傘さし運転
- イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転

出典：政府広報オンライン

(https://www.gov-online.go.jp/featured/201105/index.html#thirdSection)



7月1日(土)～7月31日(月)
交通マナーアップ推進県民運動です。
安全運転を心がけてください。

次は、「交通事故・交通違反全般」について研修します。

日常の中に危険が潜んでいます

問4：日々の生活の中で、次のような「ひやり」とした経験はありませんか？
自身の「ひやり」とした経験を、職場の仲間と共有してください。

①	前方の車両が信号で停止したことに気付くのが遅れ、あわててブレーキを踏んだ。
②	一旦停止が不十分なまま交差点に進入し、横から来た自転車と衝突しそうになった。
③	助手席から落下した物を拾い上げようとして、車線をはみ出しそうになった。
④	バイクで走行中、路肩に停車していた前方の車のドアが急に開き、危うく接触しそうになった。
⑤	車線変更をしようとした際、後方確認が不十分であったため、警笛を鳴らされた。
⑥	自転車を運転中、着信があったので確認しようとした際、バランスを崩した。

自分自身の「ひやり」体験を、見つめ直しましょう

問4の解説：問4の「ひやり」は、下記のように交通事故・違反を引き起こす要因です。
交通事故・違反を引き起こす前に、自身の「ひやり」を見つめ直し、日常から危険因子を取り除きましょう。

①	前方の車両が信号で停止したことに気付くのが遅れ、あわててブレーキを踏んだが間に合わず、衝突した。
②	一旦停止が不十分なまま交差点に進入し、横から来た自転車と衝突した。
③	助手席から落下した物を拾い上げようとして、車線をはみ出し、対向車と衝突した。
④	バイクで走行中、路肩に停車していた前方の車のドアが急に開き、接触し、転倒した。
⑤	車線変更をしようとした際、後方確認が不十分であったため、警笛を鳴らされたが、気づくのが遅れて、後方から来た車と接触した。
⑥	自転車を運転中、着信があったので確認しようとした際、バランスを崩し歩行者と衝突した。

万が一、交通事故を起こしてしまったら

問5：車を運転中、万が一、「交通事故を起こしてしまったら」
どう対応したらいいでしょうか。考えてください。

※下記の表は、「徳島県教職員の交通事故発生件数(報告件数)」です。

昨年度は249件。このうち、公務中は126件で、前年度より38件増加しました。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
交通事故発生件数	273	243	272	202	209	216	249
うち公務中	142	116	140	104	113	88	126

※交通事故発生件数は200件以上で高止まり。

※交通事故発生件数のうち約半数が公務中です。

もしもに備えて、交通事故を起こした後の手順を確認しましょう

問5の解説： 以下の手順を確認して下さい。

※徳島県教育委員会教職員課研修資料「教職員の交通事故・違反の根絶のために」より一部編集

交通事故を起こしてしまったら

- ① すぐに車を停止させ、状況を確認する。
- ② **被害者の救護を最優先**に行う。
(救急措置、119番通報等)
- ③ 必要に応じて、道路上の危険防止を行う。
- ④ **警察に通報**する。
(軽微な事故でも必ず通報する)
- ⑤ **校長に連絡**し、指示を受ける。
- ⑥ 加入している保険会社に連絡する。
- ⑦ 警察の現場検証に立ち会う。
- ⑧ 現場検証後、校長に状況等を報告する。
速やかに事故(違反)報告書を作成する。
- ⑨ その他(被害者への適切な対応等)

日々、知識や認識をバージョンアップしましょう

車を運転中、次のようなことにも気をつけてください。

「このぐらいなら大丈夫」と油断せず、日頃から心と時間にゆとりを持って、交通ルールを守り、安全運転に努めてください。

- ✓ **歩道や路側帯を横切るときは、歩行者がいてもいなくても必ず一時停止する必要があります。**
前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。(道路交通法第十七条第2項)
- ✓ **「黄色信号は止まれ！」です。注意して進めという考えは間違いです。**
(黄色の灯火)車両及び路面電車は、停止位置を越えて進行してはならないこと。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。(道路交通法施行令第2条より抜粋し、一部編集)
- ✓ **自動車及び原動機付自転車などの運転中の「ながらスマホ」は、道路交通法で禁止されています。**
無線通話装置を通話のために使用し、または画像表示用装置を注視しないこと(道路交通法第71条第5号の5より抜粋)
- ✓ **執拗にクラクションを鳴らす行為は、あおり運転に該当する場合があります。**
令和2年6月に道路交通法を改正し、あおり運転を取り締まる「妨害運転罪」を創設しました。他の車両の通行を妨げる目的で行う車間距離不保持や急な進路変更、急ブレーキなど10類型が「あおり運転」として厳しい取締りの対象となります。

「ながらスマホ」は厳禁。わずか2秒で車は約33.3メートル進みます (時速60km走行)

- 自動車及び原動機付自転車などの運転中の
「ながらスマホ」は道路交通法で禁止されています。
- (1) 携帯電話を持って通話する (通話)
 - (2) 携帯電話の画面を注視する (画像注視)
 - (3) カーナビの画面を注視する (画像注視)

出典:政府広報オンライン(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201707/2.html>)

携帯電話やカーナビを使い「ながら」の運転は、道路交通法違反!



携帯電話を持って通話する
(通話)



携帯電話の画面を注視する
(画像注視)



カーナビの画面を注視する
(画像注視)



□ 携帯電話を保持して通話したり画像注視したりした場合 (保持)

【罰則】「6月以下の懲役」又は「10万円以下の罰金」

【反則金】普通車の場合:18,000円

【違反点数】3点

□ 携帯電話の使用により事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合 (交通の危険)

【罰則】「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」

【反則金】非反則行為となり、罰則が適用されません。

【違反点数】6点 (免許停止処分の対象)

【引用元】令和元年改正道路交通法リーフレットB | 警察庁 (https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R1poster/R1doukouhoukaisei_leafletB.pdf)

「あおり運転」の加害者にも被害者にもならないために**■取締り対象となる妨害運転の典型例**

- (1) **対向車線にはみ出す** (通行区分違反)
- (2) **急ブレーキをかける** (急ブレーキ禁止違反)
- (3) **車間距離を極端に詰める** (車間距離不保持)
- (4) **急な進路変更を行う** (進路変更禁止違反)
- (5) **危険な追い越し** (追越しの方法違反)
- (6) **執ようなパッシング** (減光等義務違反)
- (7) **執ようなクラクション** (警音器使用制限違反)
- (8) **幅寄せや蛇行運転** (安全運転義務違反)
- (9) **高速道路での低速走行** (最低速度違反)
- (10) **高速道路での駐停車** (高速自動車国道等駐停車違反)

□もしも「あおり運転」の被害を受けたら

- ① サービスエリアやパーキングエリア (PA) などの安全な場所へ避難する
- ② 警察に110番通報する
- ③ 警察が来るまで車外に出ない
- ④ 車のドアをロックし、窓も開けない
- ⑤ ドライブレコーダー等で相手の行為を撮影する



お疲れ様でした。

今回のe-ラーニングで更新した「知識」と「意識」を活用し、児童生徒のために、日々の取組をお願いします。

続いて、「e-ラーニング研修アンケート」にお答えください。



携帯用カードです。(このページを印刷後、切り取ってお使いください)

交通事故を起こしてしまったら

- | | |
|--|---|
| ① すぐに車を停止させ、状況を確認する。 | ⑤ 校長に連絡 し、指示を受ける。 |
| ② 被害者の救護を最優先 に行う。
(救急措置、119番通報等) | ⑥ 加入している保険会社に連絡する。 |
| ③ 必要に応じて、道路上の危険防止を行う。 | ⑦ 警察の現場検証に立ち会う。 |
| ④ 警察に通報 する。
(軽微な事故でも必ず通報する) | ⑧ 現場検証後、校長に状況等を報告する。
速やかに事故(違反)報告書を作成する。 |
| | ⑨ その他(被害者への適切な対応等) |

□もしも「あおり運転」の被害を受けたら

- ① サービスエリアやパーキングエリア (PA) などの安全な場所へ避難する
- ② 警察に110番通報する
- ③ 警察が来るまで車外に出ない
- ④ 車のドアをロックし、窓も開けない
- ⑤ ドライブレコーダー等で相手の行為を撮影する